

岡山市告示第1089号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成25年11月12日

岡山市長 大森雅夫

1 指定する区域

岡山市南区東畦 299 番の一部

岡山市南区東畦 299 番 1 の一部

岡山市南区東畦 307 番 1 の一部

岡山市南区東畦 301 番の一部

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ 六価クロム化合物
- ・ 鉛及びその化合物
- ・ 砒素及びその化合物
- ・ ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ ふっ素及びその化合物

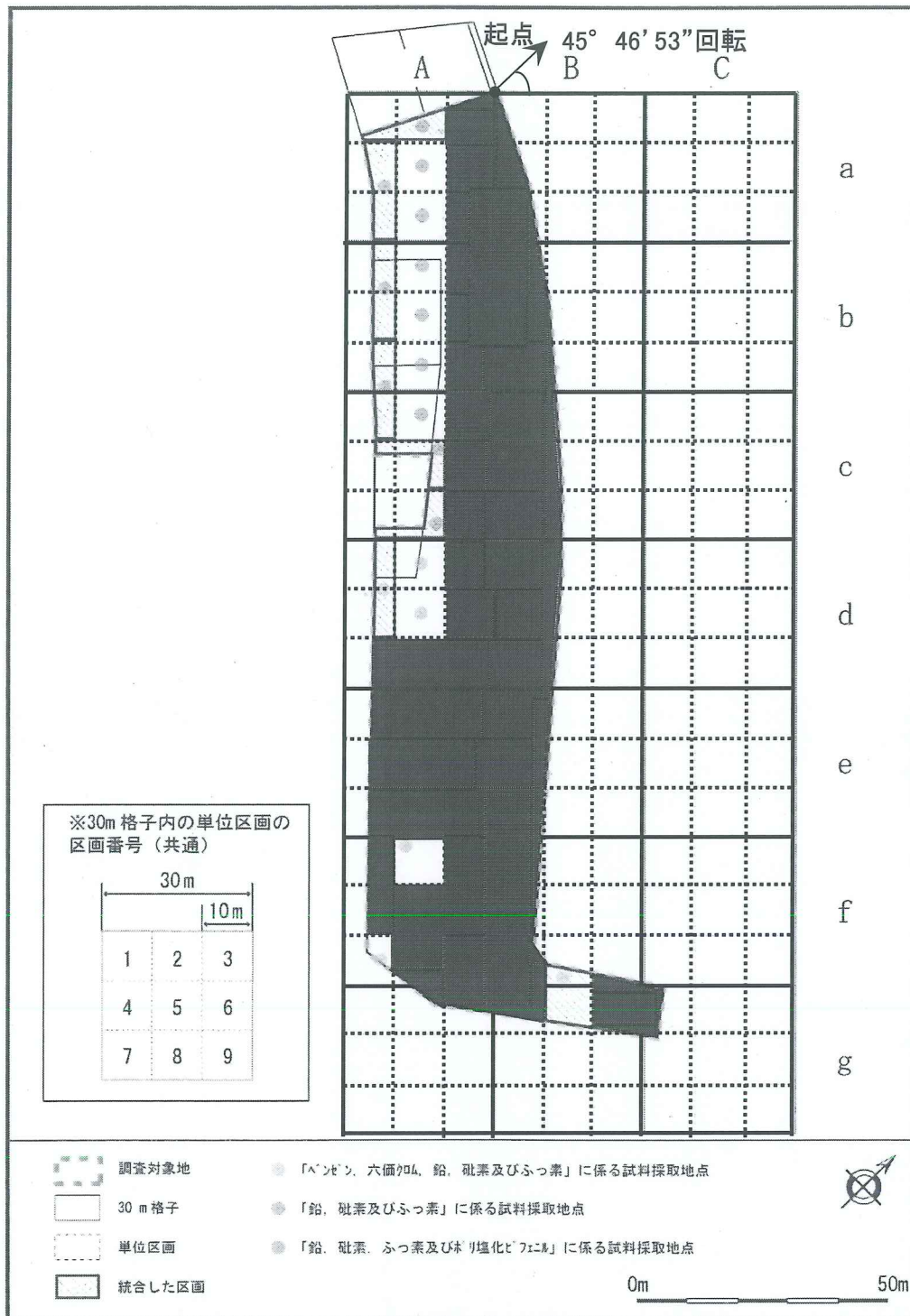


図1 指定の範囲(■)(4751.51m²)